

「令和5年度高付加価値旅行推進事業」業務委託 企画提案書審査要領

1 目的

この要領は、「令和5年度高付加価値旅行推進事業」業務委託プロポーザル公募要領（以下「公募要領」という。）に基づいて提出のあった企画提案書を審査し、業務を委託する候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 審査委員会

(1) 設置

前記1の受託候補者を選定するため、「令和5年度高付加価値旅行推進事業」業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 構成

- ① 審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、諸事情により変更となる場合もあるものとする。
- ② 審査委員会には委員長を置き、委員長は、一般社団法人長野県観光機構専務理事とする。
- ③ 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。
- ④ 委員長に事故等があるときは、一般社団法人長野県観光機構常務理事がその職務を代理する。
- ⑤ 審査委員会は、委員の過半数の者が出席しなければならない。
- ⑥ 審査委員が応募者との間に利害関係がある場合は、関係する審査委員は審査から外れることとする。
- ⑦ この要領に定めるもののほか、審査委員会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(3) 秘密の保持

審査委員は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならないものとする。

3 審査の対象となる者

審査は、次の各号のすべてを満たす者を対象に行うものとする。

- (1) 公募要領に規定する応募資格に関する要件を満たす提案者
- (2) 公募要領に規定する期限までに必要な書類を提出した提案者
- (3) 公募要領に基づき適正に書類を作成した提案者

4 審査方法

(1) 審査事項

審査委員会は、公募要領に基づき提出された企画提案を審査し、総合的に最も優れた提案を行ったと認められる者を選定するものとする。また、次に優れた提案を行ったと認められる者を次点の受託候補者として選定するものとする。

(2) 審査項目は次のとおりとし、項目ごとの審査基準は別表2「審査基準表」のとおりとする。

- ① 業務内容の理解度
- ② 提案内容の独創性
- ③ 提案内容の的確性

④ 業務遂行の確実性

(3) 審査結果

企画提案が選定された者に対して、その旨を書面で通知します。

5 採点方法及び業者特定方法

(1) 審査委員会の各委員が、企画書ごとに上記審査項目について、配点の範囲で評価し、点数を付す。

(2) 各委員による評価の合計点の平均が24点以上であり、かつ、総得点数が最も高い企画提案書を受託候補者とし、次の得点の者を次点受託候補とする。

(3) 採点集計は、審査委員会事務局が行うこととする。

(4) 総得点数が最も高い企画提案書が複数ある場合には、委員長が再度検討し、選定することとする。

(5) 参加業者の辞退等により企画提案書の提出が1者となった場合においても、(2)を満たしている場合は、その業者を採用する。

(6) 企画提案書の合計点が(2)の基準に満たない場合は選定せず、再度企画競争を行う。

(別表1)

令和5年度高付加価値旅行推進事業 業務受託候補者審査委員会(案)

役職	氏名	備考
一般社団法人長野県観光機構 専務理事		委員長
一般社団法人長野県観光機構 常務理事		
一般社団法人長野県観光機構 パブリック事業部		
長野県観光部山岳高原観光課		
長野県観光部国際観光推進室		

(別表2)

「令和5年度高付加価値旅行推進事業」業務委託
公募型プロポーザル審査基準表

審査項目	審査内容	配点
業務内容の理解度	(1) 事業目的を十分理解し、目的実現のための手法等を提案しているか。 (2) 委託仕様書で求める内容を見たしているか。	10
提案内容の独創性	(1) 提案された手法・メニューに創造性があるか。 (2) 提案された手法・メニューに十分な効果が見込まれるか。	10
提案内容の的確性	(1) 提案された手法・メニューの実現可能性があるか。 (2) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。	10
業務遂行の確実性	(1) 事業を安定的かつ確実に遂行する実施体制を有しているか。 (2) 事業スケジュールは妥当か。	10
合計		40